

論 文

群馬県下における戦没者慰靈施設の展開

今井 昭彦

1. 本稿の意図
2. 戦没者慰靈施設建立の発端
3. 慰靈施設の多様化と統合
4. 敗戦後の動向
5. むすび

1. 本稿の意図

近代日本の歴史は戦争の歴史によって彩られ、夥しい数の戦没者を生んだことは今さら云々するまでもない。政府は明治期への転回点にあたる戊辰戦争を皮切りに、戦没者の慰靈に心血を注いだ。対外戦争による戦没者の激増は慰靈活動ならびに慰靈施設の充実をもたらし、戦争拡大と慰靈活動の盛行は表裏一体のものであった。¹⁾ そして政府は慰靈が靖国神社に凝集されることを意図したのである。

本稿の目的は、世上一般のように慰靈問題を政治的局面から論究しようとするものではない。靖国神社をヒエラルヒーの頂点とすれば、その末端をなす忠魂碑・忠靈塔をはじめとした市町村単位の戦没者慰靈施設に焦点をあて、これらがいつ頃から建立され始め、時の推移とともにどのような経緯をへて現在に至っているかを、群馬県下を例にとって明らかにしようとするものである。

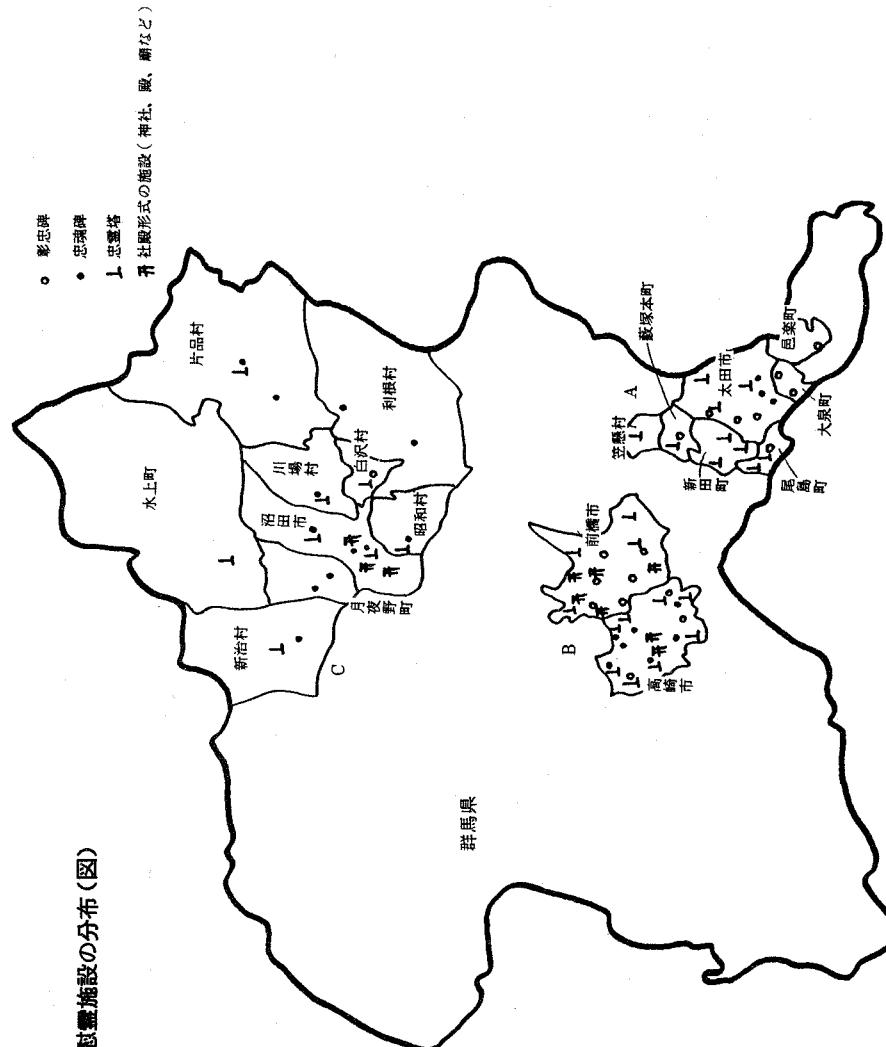
本稿執筆にあたり直接の手がかりとなったのは、籠谷次郎の興味深い論文

「市町村の忠魂碑・忠靈塔について——靖国問題によせて——」(『歴史評論』292号、校倉書房、1974年)であった。籠谷は、戦没者慰靈の問題が従来行なわれてきた憲法と宗教の関係、軍国主義復活の問題からだけの対処では不充分であることを指摘し、靖国神社の下に、道府県または師団管区を一範囲とした指定護国神社と、市町村を単位とする忠魂碑・忠靈塔との重層関係があることに着目した。そして国家によるかつての戦没者祭祀・慰靈・顕彰が何であったのか、とくに慰靈・顕彰の内容を明らかにするため、忠魂碑・忠靈塔を研究対象とした。大阪府旧北河内郡・奈良県旧山辺郡諸町村の調査資料をもとにまとめられたこの論文の要点は次のようになる。

まず、忠魂碑の出現は部分的には日清戦争後であるが、一般化するのは日露戦争後であり、それ以前は招魂碑というかたちをとる。そして忠魂碑の建立は長く続き、昭和10年代中頃から概して規模の大きい忠靈塔が現われる。忠魂碑の建設主体は町村単位の場合、帝国在郷軍人会であり、題号の揮毫者は軍人であって、さらにその建立は昭和10年代前後に集中する。建設のあった町村に戦没者が多く、ない町村に少ないといった両者相関の関係も必ずしも読みとれないと。また、その建設の月日についてみると、月日までも明記する場合、多くは国家祝日大祭日・陸軍記念日である。したがって忠魂碑は一般に理解されているような戦没者慰靈のための碑ではなく、国家統制の下で国民の士気の昂揚のために建立されたのではないかというのである。

これは、旧来ほとんど顧みられなかつた忠魂碑・忠靈塔を射程内に捉えたことで慰靈問題に新たな座標軸を提供し、末端から中心点へと帰納的に慰靈問題を論議することを可能にしたといえる。筆者はこうした籠谷の方法論を踏襲するとともに、調査対象を単に忠魂碑・忠靈塔のみに限定することなく、慰靈施設一般に拡大して、群馬県下での調査を実施してみた。ただし群馬県全域に涉る詳細な調査は筆者個人の力の及ぶ範囲ではないので、地理的視点から三地区を選定した。すなわち、太田市を中心とする県東南の平野部(太田市・大泉町・邑楽町・尾島町・新田町・藪塚本町・笠懸村。これをA地区とする)、県の行政・経済の中核ではほぼ県央に位置する前橋・高崎の両市(これをB地区とする)、さらに沼田市を中心とした県北の山間部(沼田市・月夜野町・水上町・

白沢村・川場村・片品村・昭和村・利根村・新治村。これをC地区とする)である。本稿執筆にあたっての基礎的資料は、これら三地区での実態調査によつてえたものである。



2. 戦没者慰靈施設建立の発端

群馬県における戦没者の慰靈施設は、館林藩が明治元年の戊辰役において戦死した藩士 39 名を祀るため翌 2 年に建立した館林招魂祠を最古とする。²⁾ 本県は同 10 年の西南役で 129 名の戦死者を出し、同 12 年に前橋東照宮境内にその靈を祀る廻橋招魂祠が建立された。館林招魂祠の建立は東京招魂社の創建と同年であり、東京招魂社が別格官幣社靖國神社と改称して内務・陸軍・海軍三省の管轄になった年に廻橋招魂祠が創建されたから、県あるいは市町村単位の慰靈施設の建立は中央の動向と密接な関係にあることが推測されよう。

さて、こうした旧藩あるいは県単位から市町村単位に目を向けてみると、慰靈施設はまず戦没者個人碑として出現する（表 1 参照）。それは西南役政府軍戦没者の碑をもって嚆矢とし、日清・日露の大戦に至って一般化するようである。一方、こうした戦没者個人碑の建立と並行して、日清戦役を機に戦役記念碑の建立が確認され、日露戦役において記念碑建立は一層顯著になる（表 2 参照）。⁴⁾ 日露戦役は日清戦役をはるかに凌ぐ日本の命運をかけた大戦であったから、国威は日露戦役において一層昂揚される必要があった。日露開戦当日、文部大臣久保田謙は訓令を発し、これをうけるかのように本県では次のような内容の「戦時における教育上の施設概目」（明治 37 年県訓令第 352 号）を発した。⁵⁾

- (1) 勅語ノ御趣旨ヲ貫徹スルコト。
- (2) 出征軍人ノ忠勇ナル事蹟ヲ講談スルコト。
- (4) 奢侈ヲ戒メ困苦缺乏ニ堪フル習慣ヲ養成スルコト。
- (2) 生徒ノ手ニナレル紀念書画作文、其他紀念製作品アル場合ニハ、便宜ノ方法ニ依テ展覧セシムルコト。
- (3) 授業ヲ妨ゲズ、且適度ノ制限内ニ於便宜出征軍人ノ送迎又ハ葬儀ニ参会スルコト。
- (8) 紀念記木財産蓄積ノ方法ヲ設クルコト。
- (2) 学校内ニ紀念花壇ヲ設クルコト。
- (23) 紀念図書館ヲ設クルコト。

概目 23 項中、(1)(2)(4)は日清戦役時と共に戦役記念品・戦役記念施設等の製作に重点が置かれていることに注目したい。共同体統合の一翼を担っていた学校内に恒久的な戦役記念施設等の建設を指導した県の方針は、市町村単位での戦没者慰靈施設等の建立に少なからぬ影響を与えたことは明白である。

ところで、日露戦時下の明治 37 年 6 月 15 日、内務省は沖縄県を除く道府県にたいして「境内記念碑建設取扱方の件」を通牒し、神社境内に招魂碑等の墓碑にまぎらわしいものを建てることを禁じ、また同一の記念碑は一市町村内一ヶ所にまとめて建設するよう指示した。⁷⁾ 内務省の意図は、慰靈碑と他の碑とを竣別し慰靈碑の位置づけを明確にしようとする点にあったと思われるが、本県に隣接する長野・埼玉両県の資料からさらに興味深い通牒を見出すことができる。それは先の「境内記念碑建設取扱方の件」が発せられてから 6 ヶ月後の 12 月 26 日、内務省宗教・神社両局長名によって全国に通達されたと推察できる次のような内容のものである。⁸⁾

日露戦役モ既ニ多月ニ涉リ候ヨリ、従軍戦死者ノ数モ尠ナカラス、就テハ該戦死者等ノ為メ社寺境内地ヘ之カ紀念碑建設方ニ付、間々伺書進達ノ向モ有之候処、其功績ヲ表彰シ、忠魂ヲ追悼セントスル如キハ、固ヨリ民心ノ至情ニ出ツルモノニシテ、敢テ咎ムヘキ義ニハ無之候ヘ共、今回ノ戦役タル前途遼遠ニシテ、其終極ノ期末タ容易ニ之ヲ知ルヘカラス、然ルニ一戦死者アル毎ニ、猥リニ其情ニ任セ之ヲ建設セシムルニ於テハ、自然互ニ其建設ヲ競ヒ遂ニ一種ノ弊害ヲ釀生スルニ至ルヤモ難計義ト存候、就テハ此等計画ノ実行ハ決シテ一時ノ情ニ馳スルコトナク、静ニ前途ヲ考ヘ、一定ノ時期ヲ待タシムル方可然ト存候間、此趣旨ニヨリ適宜御注意御措置相成候様致度、依命此段及通牒候也

この資料は戦没者碑の建立が全国的規模で盛んに行われていたことを浮き彫りにする証左となろう。群馬県全域と埼玉・長野両県の一部を徵兵区とする宇都宮師団下の歩兵第 15 連隊（屯営地高崎市。以下、高崎連隊とする）の日露戦役戦没者は 1940 余名、うち 1506 名が群馬県出身者で占められた。日清戦役時に比べて戦没者は 10 倍近くにはね上っており、それに伴う戦没者遺族の急増と⁹⁾

表1 A地区における戦没者個人碑の建立状況

建立年月日	題号	題号の揮毫者	建立者	建立場所(A)	備考
明13・4・17	関口弥三郎之碑	権中講義由良豊松	遺族・村民	八幡宮境内(新田町赤堀)	西南後政府軍戦死者、近衛兵24才
明28・12	名譽戦死者・故陸軍予備銃兵一等卒 清水海吉君弔魂碑	耕経史篠宅	町民有志	高山神社境内 (太田市本町)	日清戦役戦死者
明29・1	二等軍曹 藤沢順吉君碑	山下允升	村民	菅原神社境内 (尾島町前小星)	日清戦役戦病死者、24才
明30・12・27	故陸軍歩兵上等兵 龜井清吉君碑	山下允升	村有志	米山薬師入口 (太田市丸山)	日清戦役戦病死者、22才
明37・9	陸軍少尉 須永君碑	群馬県知事 黒四等 吉見輝	正五位 ?	永昌寺境内 (太田市成塚)	日露戦役戦死者、23才
明38・9	陸軍歩兵大尉 黒田稻丸之碑	侍従武官長 將正三位 男爵 関澤精	陸軍大 勲一等 ?	生品神社境内 (新田町市野井)	日露戦役戦死者
明38・9	歩兵 茂木幸平碑	藤生尚卿	?	慶雲寺境内 (太田市鶴生田)	日露戦役戦死者、26才

明39・12	陸軍騎兵 石闘君碑	正五位男爵 杉溪信卿	?	長運寺境内墓地 (太田市安良岡)	日露戦役戦死者
明40・1	近衛①須藤君碑	従五位子爵 鳥尾光	遺族	共同墓地 (太田市只上)	日露戦役戦死者
明40・2・14	陸軍歩兵一等卒勲八 等 岩崎隣治之碑	?	遺族	曹源寺境内墓地 (太田市東今泉)	?
明40・12	陸軍歩兵上等兵 須永君碑	松平定幹	遺族	共同墓地 (太田市只上)	日露戦役戦死者、23才
明42・9	陸軍歩兵伍長勲七等 功七級 小川廣三郎碑	陸軍少将從三位 佐藤正	?	宝蔵院境内 (新田町村田)	?

(注1) 題号・筆毫者は碑に刻まれた文字をそのまま掲げた。以下の表についても同じ。

(注2) 建立場所は、現在、碑が建っている場所を示した。

表2 A地区における日清・日露戦役記念碑の建立状況

建立年月日	題号	題号の揮毫者	建立者	建立場所(A)	備考
明28・12・7	征清凱旋紀念碑	金井興忠	旧毛里田村民	毛里田公民館敷地内(太田市矢田彌)	明治27・8年戦役從軍者31名
明28・12	征清紀念碑	毛呂 真	旧綱打村民	太奈荷神社境内 (新田町上田中)	?
明29・1・12	征清紀念碑	陸軍大將山縣有朋	旧新田郡町村個人	高山神社境内 (太田市本町)	明治27・8年戦役軍人 氏名239名、戦死病没者9名
明33・2	征清紀念碑	元陸軍大將大勲位 功二級 彰仁親王	?	八坂神社境内 (尾島町世良田)	明治27・8年戦役軍人 明治30年清國威海衛守備
明39・4・1	日露戦役紀念碑	元帥 大山 嶽	旧毛里田村 軍人慰霊会	毛里田公民館敷地 内(太田市矢田彌)	日露戦役出征軍人戦死者11名
明39・4	日露戦役紀念碑	豊堂 松平定靜	村中一同	稻荷神社境内 (太田市藤阿久)	明治37・8年戦役從軍者1名 明治27・8年日清戦役從軍者3名 明治30年清國威海衛守備15名
明39・5	明治37・8年戦役 凱旋記念	陸軍大將正三位 勲一等功三級 男爵 尾玉源太郎	?	住吉神社境内 (太田市矢田)	日露戦役從軍者10名
明39・11	日露戦役紀念碑	元帥軍大將 候爵 大山 嶽	旧新田郡 尚武会	高山神社境内 (太田市本町)	?
明39・11	日露戦役紀念碑	毛呂 真	凱旋軍人加藤 彦八以下7名	柏川会館敷地内 (尾島町船川)	凱旋軍人7名

明39・11	日露戦役紀念碑	(乃木)希典	?	箱荷神社境内 (太田市細谷)
明39・12・30	日露戦役紀念碑	対比地英三郎	旧東矢島村 内一司	長良神社境内 (太田市東矢島) 18名(うち戦死2名)
明39・12	日露戦役紀念碑	(乃木)希典	旧邑楽郡高島 村軍友会	稚蚕銅育場となり (邑楽町石打) 明治37・8年戦役従軍之士 78名
明39・12	日露戦役紀念碑	(乃木)希典	旧山田郡韭川 村軍人慰藉会	韭川公民館敷地内 (太田市安良岡) 出征軍人 87名
明39・12	日露戦役紀念碑	元帥候爵 大山 嶽	旧休泊村軍人 慰藉会	休泊中学校敷地わ き(太田市竜舞) 明治37・8年戦役従軍之士 102名
明40・2	日露戦役紀念碑	?	旧由良村尚武 会一司	飯玉神社境内 (太田市由良) 21名
明40・2	日露戦役紀念碑	対比地英三郎	旧西矢島村 内一司	赤城神社境内 (太田市西矢島) 7名
明40・4	日露戦役紀念碑	(乃木)希典	?	ひょうたん池ほとり (新田町中江田) ?
明40・4	日露戦役紀念碑	(乃木)希典	旧小金井村中	松尾神社境内 (新田町小金井) 明治37・8年従軍兵 29名
明42・4	日露戦役紀念碑	陸軍少将正五位勲三 等功三級 新山知良	富沢生衛以下 16名	長勝寺入口 (太田市高林) 27名
大・3・4	日露戦役紀念碑	易 澄	勲八等歩兵一 等卒 鈴木佐 吉以下 5名	春日神社境内 (太田市本町) 明治37・8年従軍者 63名

(注1) 備考に示した戦死者・従軍者等の数は碑に刻まれた氏名を集計したものである。以下の表についても同じ。

(注2) 建立場所は、現在、碑が建っている場所を示した。

も相俟って戦没者碑の乱立は充分に予想されるものであった。こうした戦没者碑の乱立を放置してはならないと内務省は考えたのである。高崎連隊屯営では日露講和後の明治39年2月5日、連隊戦没者の弔魂祭及び軍旗告別式が五十嵐弘太郎連隊長により執行され、戦時下、高崎連隊が編入された第三軍の指揮官であった乃木希典も列席した。その際揮毫した乃木の筆蹟が同連隊偕行社にかけられた。¹⁰⁾さらに乃木は同年11月にも群馬県師範学校に来校し附属小学校で植樹をするなどしているから、表2での建碑がとくに明治39・40年に集中し、題号の揮毫者に「希典」の名が目立つのはこのような事情によるものと考えられる。また、建立者は日露戦役記念碑に至ると町村民・個人から軍人慰籍会・尚武会・軍友会といったのちの在郷軍人会の前身にあたる団体に移行し始め、より公共性の強いものになっていることが窺える。

さて、以上のような進展のなかで碑の題字に「忠」の文字が出現するのは明治39年であった。まず彰忠碑が、翌40年に忠魂碑・表忠碑が出現する（表3参照）。彰忠碑・表忠碑は必ずしも戦没者のみの碑ではなく、従軍者をも含めた忠なる行為を顕彰する碑であるが、忠魂碑には戦没者名のみが刻み込まれ、戦没者の激増とともに「名誉の戦死」を遂げた複数の「忠義なる魂」が顕彰されたのである。さらにこれまでの建碑が神社境内を中心になされていたのに対し、より人目につきやすい公園や学校といった公共施設、とくに教育施設内に建立され始めたことは前述の県の方針とも絡んで看過できない。日露戦役をひと区切りとして、ここに戦没者の個人祭祀から共同祭祀へという形式が一般化した¹²⁾ということができる。

忠魂碑が出現する前月、明治40年2月23日、内務省は次のような秘甲第16号神社局長内牒「招魂社創建に関する件」を発していた。¹³⁾

近時、各地方に於て招魂社の創立を発企し、往々出願の向も之有り候処、官祭私祭を問はず、招魂社の現存せる地方に於ける戦病死者は、之に合祀を許さるべき途、之有り候に付、新に設立する必要之無く、若し既設の招魂社なきか、又は之有るも、位置偏倚し、極めて不便を感ずる等、特設の必要ありと認めらるる場合に在りては、其の事由及左記の事項を具し、稟議相成度。

一、祭神は、別格官幣社靖国神社合祀の者に限る。

表3 題号に「忠」の文字が現われる碑の明治期における建立状況

建立年月日	題号	題号の揮毫者	建立者	建立場所	備考
明39・8	彰忠碑	元帥候爵 大山巖	?	旧白沢村・一本木尋常高等小学校敷地内(C)	明治37・8年之後 白沢村從軍者 57名、日露戰役病死者2名、日露戰役從軍者9名、日露戰役兵役免除者4名
明39・11・3	彰忠碑	(乃木)希典	小泉町	城之内公園内(A)	日露戰役病死者2名、日露戰役從軍者5名、日清戰役從軍者9名、北清戰事參從軍者1名、日露戰役從軍者61名、韓國暴徒討伐隊從軍者3名、在鄉軍人18名
明39・?	彰忠碑	?	前橋市有志	前橋市・東照宮境内(B)	日清・日露等の戦役における県出身戦没者1677名(今次大戰中金属回収により撤去)
明40・3・11	忠魂碑	近衛師団長陸軍大將男爵 大島久直	遺族	旧休泊村・伊泊尋常高等小學校敷地内(A)	故近衛上等兵 中島静作碑(明治37年3月11日没、23才)
明40・4・18	忠魂碑	(乃木)希典	?	旧桃源村・村役場 敷地内(C)	日清役2名、日露役6名
明40・5・10	日露戰役忠魂碑	?	?	片品村・大円寺境内(C)	11名
明40・10・16	忠魂碑	(乃木)希典	?	日豊岡村・豊岡尋常高等小學校敷地内(B)	日清戰役戦没者1名、日露戰役戦没者6名、明治34年受1名
明40・11	表忠碑	香山 康	新義真言宗 小泉山成就院	旧小泉町・成就院 境内(A)	明治37・8年日露戰役小泉町從軍凱旋軍人表・戰死者7名、從軍凱旋者64名、負傷兵役免除5名
明45・2・21	忠魂碑	(乃木)希典	佐野村	旧佐野村・佐野尋常高等小學校敷地内(B)	?
明45・?	忠魂碑	(乃木)希典	六郷村民	?(B)	?

(注) 筆者はCにて建立年代不詳の「征清軍人招魂碑」(沼田市、東禅寺境内)を確認している。

- 一、本殿、拝殿及鳥居の設備あるもの。
- 一、境内地は参百坪以上にして、官有地なるか、又は神社有の民有地に限る。
 - 但し、土地は状況に依り、面積式百坪迄減少することを得。
- 一、出願人は五十名以上。但し、戸主に限る。
- 一、維持資本、金弐千円以上、又は平均一ヶ年金百円以上の収益ある資本を有するもの。

招魂社の祭神を靖国神社合祀者に限るとまず規定したことによって、日露戦役中すでに 105 社に達していたといわれる全国の招魂社はもちろん、新たに創建される地方の招魂社は事実上靖国神社の末社として位置づけられ、中央と地方を結ぶ重層関係の確立によって靖国神社の機能は一挙に拡大したといえる。官による慰靈施設の統制はここで一応の完成をみたのであった。

3. 慰靈施設の多様化と統合

こうして戦没者慰靈への国家統制が着実に強まるなかで、本県では招魂社にかわるものとして白木造りの英靈殿が高崎連隊屯営外壕に接する高崎公園内に明治 42 年 3 月に竣工し、県下ばかりでなく高崎連隊区司令部管下の埼玉・長野兩県出身の西南役以降の戦没者が合祀されることになった。おそらく 3 月 10 日の陸軍記念日を期しての創建であったと思われるが、県下の忠魂を結集して新たに英靈として固定させたのである。

その祠殿大ならずと雖も神威壯嚴にして昌す可からず自ら襟を正さしむるものがある、知らず吾等の耳朶に何事をか囁く、吾等の先輩者は君國の為に其一身を犠牲と為し、勇戦健闘屍を馬革につつんで帝国の軍人たる模範を後世に垂れるもので、その身は異域に一片の土塊と化すと雖も忠魂永く留って軍門に在り、此の社頭に立って其事蹟を回想するとき誰か其の勇気に感じ、其の壮烈に泣かざる者があろうか、吾等は是等の古戦友を師として朝暮其の精神を修養すべきである。(傍点筆者)

という兵士の感慨のなかに、軍隊内における精神修養の場としての英靈殿の本質が吐露されている。

大正期に入ると建碑は同4年前後とその末期に確認されるが（表4参照）、同4年の場合を具体的にみると建立月日はいずれも10・11月で、11月建立の忠魂碑（C、旧利南村）の碑前には御大典記念と刻まれた石柱が置かれていた。御大典とはつまり大正天皇の即位で、この年11月10日には京都紫宸殿にて即位式が一大国家行事として挙行されたのであった。即位式当日には臣民の忠誠によって倍々国光を顕揚せしめることを内容とした勅語が発せられるとともに、¹⁷⁾建碑を含めて各種の記念事業が企画された。こうした建碑の状況は昭和3年、今上天皇即位の際により鮮明にあらわれている（表4・5参照）。4基とも彰忠碑で、題号の揮毫者はいずれも陸軍大将一戸兵衛、建立者は帝国在郷軍人会、そして建立は天皇即位の日付であった。今上天皇の即位記念行事は大正天皇を上回る大規模なもので、天皇即位に先立つ同年7月には国民教育奨励会が祝祭日の小学校国旗掲揚作法を定めて普及をはかり、¹⁸⁾10月には群馬県下の233校に天皇・皇后の御真影が伝達されるなど、¹⁹⁾この一大盛儀を機に国威昂揚が一段とはかられたのであった。建碑が戦役ではなく国家行事と密接に結びついてきたことと、建立が遺族ではなく在郷軍人会の手に委ねられた形で定着したこと、在郷軍人会が村落社会に軍隊組織の楔を打ち込むべく組織された団体であるだけに注目すべきことである。

日華事変勃発の翌昭和13年2月16日、内務省は警発甲第14号として警保局長・神社局長通牒「支那事変に関する招魂社又は記念碑の建設に関する件」²⁰⁾を発し、次のような注意を与えた。

（前略）其の建設する場合に在りても、成るべく個々の建設は之を避け、主として市町村又は各種有力団体等共同して、之が主体となり、市町村内全戦死者合同の記念碑を建設することとし、且、其の場所並に設備等に付ては、特に神社境内は之を避くるは勿論、慎重なる考慮を払ふとともに、其の維持に付ても、予め恒久の方策を樹立することとし、以て忠魂を千古に顕彰するに過誤なき様、御配慮相成度（傍点筆者）。

さらに翌14年2月3日、内務省は警保局長・神社局長通牒として「支那事変に関する碑表建設の件」²¹⁾を発し、一市町村一基の原則を強調した。つづいて2月27日、陸軍省は陸普第1110号で同名称の副官通牒を発し、碑表は、

表4 日露戦役以後から敗戦に至るまでの慰靈施設の建立状況

年	彰忠碑	忠魂碑	表忠碑	誠忠碑	忠烈	英靈殿	忠靈之碑	忠靈塔
明39	3(A1,B1,C1)							
40	4(A1,B1,C2)	1(A1)						
41								
42					1(B1)			
43								
44								
45		2(B2)						
大2								
3	1(A1)			1(A1)				
4	1(B1)	3(C3)						
5	1(A1)	1(C1)						
6	1(A1)							
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13	1(B1)	2(B1,C1)						

(注) 昭14の忠魂碑(B)は「軍馬忠魂碑」である。

表 5 昭和 3 年の建碑

建立年月日	題号	題号の揮毫者	建立者	建立場所	備考
昭 3・11・10	彰忠碑	陸軍大將 一戸兵衛	帝国在郷軍人会 桂萱村分会	旧桂萱村・村役 場敷地内(B)	〔戦病死者〕日清戦役 2 名、日露戦役 8 名、北清事変 1 名、 台湾守備 1 名、朝鮮守備 1 名、大正 3 年乃至 9 年戦役 1 名 〔従軍者〕西南役 6 名、日清戦役 21 名、北清事変 1 名、 日露戦役 129 名、大正 3 年至 9 年戦役 56 名
昭 3・11・10	彰忠碑	陸軍大將 一戸兵衛	帝国在郷軍人会 上川瀬村分会	旧上川瀬村・村 役場敷地内(B)	〔戦病死者〕日露戦役 7 名、大正 3 年乃至 9 年戦役 1 名、 支那駐屯軍 1 名 〔従軍者〕日露戦役 8 名、北清事変 2 名、日露戦役 71 名、 大正 3 年乃至 9 年戦役 17 名、清南事変 1 名
昭 3・11	彰忠碑	陸軍大將 一戸兵衛	帝国在郷軍人会 倉賀野町・倉 賀野尋常高等小 学校敷地内(B)	日倉賀野町・倉 賀野尋常高等小 学校敷地内(B)	日露戦役死者 5 名、大正 3 年乃至 9 年戦役死者 1 名、 西南役出征者 1 名、日清戦役出征者 3 名、日清日露戦役出征 者 7 名、北清事変乃至日露戦役出征者 2 名、日露戦役出征者 62 名、大正 3 年乃至 9 年戦役出征者 19 名、濟南事変参加者 3 名(後に追加 7 年以降 9 年に至る日支事変参加者 17 名)
昭 3・11	彰忠碑	陸軍大將 一戸兵衛	帝国在郷軍人会 大川村分会・大 川村	城之内公園内 (A)	〔御大典記念〕 明治 27・8 年日清戦役 14 名、明治 37・8 年日露戦役 103 名、 明治 40 年韓国暴徒事件 1 名、大正 2 年同 4 年に至る大正 9 年 戦役 26 名

単純なる忠魂たらしむることなく、永遠に護国英靈の壇域として尊崇の中心たらしむること。

と意義づけ、また戦没者個人墓地については、

個人墓地に対しては、軍の干与するところにあらざるも、其の家族等に於て、身分不相応なる墓碑を建設する等のこと無く、戦没者の葬喪に依る永久の名誉顕彰は、忠靈塔及陸海軍墓地合葬塔に依る如く指導すること

²²⁾と通達した。また内務省は同年3月15日、招魂社の社名を4月1日から護国神社と改める告示第12号を公布し、護国神社の祭礼、鎮座祭および合祀祭に神饌幣帛料を供進することを定めたのである。²³⁾以上のような指導は戦没者遺族が自らの自由な意志にもとづく形態によって亡き家族を弔おうとするこもはや許さず、好むと好まざるとにかかわらずその祭祀を一律に国家統制の下に置き「身分不相応なる墓碑」を排除するものであった。これによって、慰靈施設は新たな統合の段階に入ったということができる。こうして日中戦争の激化にともない「建国以来大命を奉じて征旅にしたがひ身をもって聖業に殉じた英靈の遺烈を顕彰するため」に同14年7月7日、首相平沼騏一郎を名誉会長とする財団法人忠靈顕彰会が発足し、忠靈塔建設が全国的規模で推進されることになった。²⁴⁾

忠靈塔は、本県ではすでに昭和9年11月、県によって高崎市内を一望する高崎觀音山頂上付近に建立されている。同年同月は群馬県を中心に秋季陸軍特別大演習が挙行され、大元帥たる天皇の行幸を迎えるというように、県にとって戒心を要する行事が執り行なわれた年であったから、²⁵⁾この大演習に合わせての忠靈塔建立であったことは明らかである。しかしながら、本県での市町村単位の忠靈塔建立については忠靈顕彰会の影響は顕著には読みとれず、その建立は下って太平洋戦争末期の同18・19年に集中している(表4参照)。これは前掲の内務省告示12号をうけて県では護国神社の創建に全力を注いだためと考えられる。熊野英知事を会長とする群馬県護国神社造営委員会が同14年7月5日に発足し、挙県一致の態勢でのべ12万人の県民労働奉仕と概算40万円を費し、忠靈塔の眼下、高崎觀音山中腹に高崎市寄付の約2万坪を敷地として内務大臣指定護国神社が、同16年11月8日に創建された。²⁶⁾真珠湾攻撃のまさに1ヶ月

前のことである。この巨大な忠魂碑の出現によって県下全域の慰霊施設はここに包含される形となった。

一方、太平洋戦争の激化にともない郷土部隊も続々と編成され、同 18 年 3 月のニューギニア作戦を境として翌 19 年にかけて本県出身戦没者は急増する。²⁷⁾ そしてこの時期に忠霊塔建立が集中していることは前述したとおりである。物資の補給もままならなくなった絶望的な時期に忠霊塔建立が集中したことは、「壯絶なる死」を最後的に顕彰せんがための方策であったのか。題号の揮毫者の半数近くが陸軍大臣東条英機の名を刻んでいる。

4. 敗戦後の動向

敗戦後の神道指令によって政教分離の原則は明確にうちだされ、これにともない昭和 21 年 11 月 1 日、地方長官宛に内務・文部両省次官通牒発宗 51 号「公葬について」が発せられ、地方公共団体による公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭・追弔会等）の挙行を禁じるとともに、

忠霊塔・忠魂碑其の他戦没者の為の記念碑・銅像等の建立並びに軍国主義者又は極端な国家主義者の為にそれらを建設することは今後一切行なわないこと。現在建設中のものについては直ちにその工事を中止することとし、

- イ. 学校及び其の構内に存在するものは之を撤去すること
- ロ. 公共の建造物及びその構内又は公共用地に存在するもので、明白に軍国主義的又は極端なる国家主義的思想の宣伝鼓吹を目的とするものは、之を撤去すること

²⁵⁾ とした。さらに忠魂碑等に関しては内務省警保局長が同月 27 日に警視総監地方長官に発した「忠霊塔忠魂碑等の措置について」でより詳細に言及される。ここでは前掲発宗 51 号のイとロの内容がくり返されるが、

単に忠霊塔・忠魂碑・日露戦役記念碑等戦没者の為の碑であることを示すに止まるものは原則として撤去の必要はない
²⁹⁾ としていた。つまり「明白に軍国主義的又は超国家主義的思想の宣伝鼓吹を目

的とするもの」以外は撤去の必要はなかったということになろうが、何をもってこの判断を下すかという点で、曖昧さを残したといえる。また、撤去の責任者については、

1. 建造物の管理者又は所有者
2. 建造物所在の土地の所有者又は管理者
3. 建造物所在の市町村長

³⁰⁾ となっており、忠魂碑等の撤去はおもにその建立者であった旧在郷軍人会関係者によってなされたようである。

本県では同 22 年、軍政部の指示により学校敷地内にある忠魂碑・忠靈塔を撤去するよう県学務課長から勧告が発せられる。³¹⁾ これは慰靈施設の撤去に関する国側の愛昧な対処に対して、占領軍側がその措置の徹底をはかるうとしたものと理解できる。撤去の事例を次に挙げてみる。

- a. 旧豊岡村豊岡尋常高等小学校校庭（B）に建立されていた忠魂碑は、本村旧在郷軍人会員によってそのまま校庭内に埋められる。
- b. 旧芳賀村芳賀尋常高等小学校敷地附近（B）に建立されていた征清記念碑・日露戦役紀念碑は、忠靈塔の建立場所に移転される。
- c. 旧強戸村強戸国民学校敷地内（A）に建立されていた忠靈塔は、同村聖王寺境内に移転される。

忠魂碑・彰忠碑等の処置としては a のようにそのまま土中に埋めることが一般的であった。したがって撤去といっても徹底的にこれを破壊し永久に除去するというものではなかった。³²⁾

ところで、占領軍当局にとっては靖國神社と各地の護国神社の存廃も大きな問題であったが、神社側は社名等の変更によって延命策をはかるうとした。たとえば高知県護国神社では、

その鎮座地に因み、大島神社と改め、祭神に社会公共・文化功労者等を合祀して、名実共に平和的なものへ切り換えん

³³⁾ といった具合である。かくして群馬県護国神社も同 22 年 3 月 30 日に社号を誠靈廟と改称し、形式上神社色を除去することで存続することになった。³⁴⁾

さて、敗戦後数年間禁止されていた慰靈施設の建立が再び活発化するのは、

同 26年の平和条約締結以後のことである。条約締結から 2 日後の 9月 10日、³⁵⁾
文部次官・引揚援護庁次長通牒「戦ばつ者の葬祭などについて」が発せられた。

戦ばつ者の葬祭などに関しては昭和 21年発宗 51号通ちょう「公葬等について」の趣旨によって取り扱われて來たのであります、民主主義諸制度の確立による国内情勢の推移及び多種遺族の心情にかんがみ、今後は、一般戦争犠牲者と合して葬祭などが行われる場合をも含み（中略）これを行ってもさしつかえないことに定められましたので命によって通達します。従って、この通ちょうはこの通達の趣旨によって、その一部が変更されたものと御了解下さい。よって、貴都道府県にこの趣旨が徹底するようお取り計らい願います

昭和 21年発宗 51号通牒はここに無効となり、個人または民間団体が戦没者の慰靈祭や葬儀を行なうさいに、知事・市町村長その他の公務員が列席し、敬弔の意を表し、また弔詞を読むこと、地方公共団体から香華料等を贈ることを許可するという内容のものであった。

本県では郷友会の前身である戦没者合同慰靈祭期成連盟が県下全生存戦友 15万人中 3 分の 1 の賛同を得て発足し、これにより同 27 年 4 月 28 日の平和条約発効を記念して翌日の天皇誕生日に戦後初の群馬県全戦没者合同慰靈祭が代表³⁶⁾遺族 1 万人を集めて、上野神社（元誠靈廟、昭 25・5・18 改名）で開催された。これは天皇・皇后を迎えて行なわれた同年 5 月 2 日の新宿御苑における第 1 回全国戦没者追悼式に先立つものであった。つづいて同 27 年 7 月には群馬県下を網羅した上野神社奉賛会（後の群馬県護国神社奉賛会）が発足し、旧護国神社の実質的復権はなったのである。このころ靖国神社も講和発効後の同年 9 月に宗教法人法による単立法人となった。また、戦没者遺族等に対する国家からの援助も再開されるなど慰靈活動が活発化していくなかで、富山県では文部省に³⁷⁾同 27 年 8 月 19 日付で次のような照会を行なっている。

- （→公共機関が、公の立場において、公共用地に戦没者の慰靈塔を建てること。
（←旧護国神社が、旧称を復すること。

この点の可否について文部省は同 19 日、調査局長名をもって次のように回答³⁸⁾した。

1. 宗教施設、または宗教的行事を伴う施設でない限り、公の機関が殉教者（戦没者を含む）などの記念碑を建設することは政教分離の原則に抵触しないものと考える。但し、「忠靈塔」「忠魂碑」など、誤解を招きやすい語は、なるべく避けられたい。

2. 「護国神社」という名称の使用については、とくに制限がない。

かくして翌 28 年 7 月に上野神社は群馬県護国神社と改称し、戦前の呼称に復したのである。⁴⁰⁾

敗戦後の慰靈施設の建立は昭和 28 年前後に集中している（表 6 参照）。社殿形式の慰靈施設建立はすでに戦前においても確認されているが、たとえば昭和 27 年 5 月建立の薄根神社（C、旧薄根村）⁴¹⁾ は日露戦役以降の本村出身殉国勇士 171 柱を祀り、碑文には、

（前略）萬里異域に護国の神と散華された勇士の靈をこの聖域に勧請し（中略）闔邸宗敬して祭神の威徳を仰ぎその遺烈を讚え万世に傳へてもって祖国の興隆と世界悠久の平和の守護神と仰ぐにある

とあり、毎年 4 月 28 日、講和条約発効の日を例祭としている。また、総社神社（B、旧元総社村）境内に建立された御靈神社の沿革碑文には次のようにある。元総社村を廃して前橋市へ合併なるに際して記念の業として本村出身の西南戦争を始め日露戦争日華事変にいたるまでの戦没者の英靈を合祀する為に昭和 29 年 5 月 17 日神社本庁の承認を得て総社神社境内末社御靈神社を創建す。昭和 28 年 9 月には町村合併促進法が公布され町村の統廃合が推進されていたから、講和条約締結による慰靈活動の復活・本格化と相俟って、消え去りゆく町村の記念施設としての慰靈施設の建立であった。本格的な祭礼が、「住民の異常なまでの熱意」⁴²⁾ で復活したのは昭和 26・7 年であったという指摘を念頭におくと、平和条約を契機としたこの時期から失われたもの、あるいは失われゆくものへの回帰としての慰靈施設の建立・再建が行われたのである。

日本遺族会は昭和 31 年 1 月 25 日の第 8 回全国戦没者遺族大会において、はじめて靖国神社国家護持の決議を行なった。⁴³⁾ 本県ではこの前年の 30 年 9 月 25 日、戦没者遺族代表約 1,500 人を集めて前橋市の群馬会館（御大礼記念として昭和 5 年に落成）において第 2 回群馬県戦没者合同慰靈祭が執行され、それと

表 6 取戦後の慰靈施設の建立状況

建立年	忠靈塔	聖靈廟	平和塔	忠魂碑	芳魂無窮(碑)	神社	殉國英靈(碑)	栄魂碑	慰靈碑	忠靈方百世之碑	忠靈碑	英靈殿	英靈塔	英靈碑	慰靈塔	忠碑
21	1(A1)															
22		1(B1)														
23																
24																
25	1(B1)		1(B1)													
26																
27	1(C1)				1(B1)	1(B1)										
28	2(A1,C1)			1(A1)				1(B1)	1(C1)	1(A1)						
29						1(B1)			1(A1)	1(B1)	1(A1)	1(B1)	1(A1)			
30	1(A1)					1(C1)			1(A1)			1(A1)				
31	3(A2,B1)					1(C1)								1(A1)		
32																
33	1(A1)															
34							1(C1)						1(A1)			
35																
36															1(B1)	
37																1(B1)
38															1(B1)	1(B1)
39	1(A1)															
40																

表7 慰靈施設を中心とした場所での敗戦後ににおける建碑等の状況

建立年月日	題号	題号の揮毫者	建立者	建立場所	備考
昭25・2	鳴呼隆西丸 遭難者之碑	湖舟櫂史 加部雄司	?	県護国神社 (高崎市)	昭和19年2月15日、アリ島沖にて沈没乗船者6千余名が歿死。うち本県出身犠牲者103名
昭35・12・8	引揚物故者慰靈塔	?	群馬県引揚者連合会・同引揚物故者慰靈塔建設委員会	"	物故者3千4百有名
昭40・5・5	鵬翼之塔	群馬県知事 神田伸六	群馬県航空関係戦没者顕彰碑建設委員会	"	日支事変・大東亜戦争における本県出身航空関係戦没者
昭42・5	義勇軍之碑	加藤元治	群馬県出身元滿州開拓青少年義勇軍生存者一同	"	群馬県出身満州開拓義勇軍の総計7千有名
昭43・10・23	顯彰碑	県議會議長 淺見一郎	元歩兵十五連隊並郷士出身陸海空戦受者合同慰靈祭実施期成連盟	高崎連隊征討跡 (高崎市)	郷土課係戦没者5万2千余名。明治百年記念
昭46・3・21	フィリピン方面戦没者慰靈碑	防衛庁長官 中曾根康弘	フィリピン方面戦没者慰靈碑建立委員会	県護国神社 (高崎市)	郷土出身陸海空所属各部隊從軍比島方面戦没将兵等6129柱
昭48・4・15	納骨供養塔	?	群馬県ペラオ会	陸軍墓地 (高崎市)	太平洋戦没者本県3万9千余柱
昭51・10・24	元ロシア人兵士 之墓	日ソ親善協会会长 赤城宗典	?	"	
昭54・11・23	傷痍之碑	前橋市長 藤井清一	前橋傷痍軍人会	前橋東照宮境内 (前橋市)	
昭57・4・2	傷痍軍人之碑	群馬県知事 清水一郎	群馬県傷痍軍人会	県護国神社 (高崎市)	

ともに旧在郷軍人会員を主力とする群馬県郷友会の発足を見るのである。⁴⁴⁾

本会の目的は、戦没者英靈顕彰事業として、靖国神社の国家護持と護国神社の整備発展、市町村忠靈塔の復元整備と維持管理寄与、その他護国神社関係の事業等に協力するものであった。⁴⁵⁾こうして戦前、慰靈施設建立の中核をなしていた在郷軍人会は戦後新たに郷友会として衣替えをし、遺族会とも連繋を保ちながら慰靈施設の復元・管理・維持にあたることになった。

市町村単位での慰靈施設建立は昭和40年頃をもってほぼ完了する(表6参照)。以後は県護国神社をはじめとする慰靈施設での建碑が注目されよう(表7参照)。

5. むすび

以上のように群馬県下における慰靈施設建立のプロセスを辿ったわけであるが、これを籠谷論文と比較してみると、基本的には群馬県下においてもその建立は大阪府・奈良県の場合と軌を一にしていることが明らかとなった。つまり日露戦役を機として忠魂碑の出現が一般化し、昭和に入ってからさらに規模の大きな忠靈塔に移行すること、また、その建立が遺族から在郷軍人会の手に委ねられるとともに、国家行事とのかかわりのなかで建立が推進されたこと等々は籠谷の指摘と一致するところである。それは肉親を失った遺族がまずその戦死者の慰靈のために石碑を建立するという個人祭祀を出発点とし、やがて遺族の手を離れて官による共同祭祀の形式へと統合され、本来の慰靈という意味から戦没者の顕彰・護国精神の宣揚に重点が移行していった。敗戦後は再び慰靈施設の建立・再建を見る事ができた。また、この過程には慰靈施設の規模の拡大化がともなったのであり、その最たるものは県護国神社の出現であったが、忠魂碑ひとつを例にとっても、初期のものは台座から1米余の高さであったが、後には3米余の高さのものが一般化するといった具合である。

一方、一口に慰靈施設といっても単に忠魂碑・忠靈塔のみに限られるものではなく、多様な形式が存在することも浮き彫りにされた。各市町村には忠魂碑と忠靈塔あるいは彰忠碑と忠靈塔といったように、一般的には大小2基以上の慰靈施設が存在する。どのような慰靈施設を建立するかは一種の流行に左右さ

れる場合が大きいであろう。つまりある村での慰霊施設建立は隣村でどのような施設を建立するかに影響を与えるのである。そこで調査地区 A・B・C における建立状況を彰忠碑、忠魂碑、忠靈塔、さらに社殿形式の施設についてその分布を表わしたもののが前掲の図である。平野部の A 地区では、忠魂碑は太田市に 3 基（旧九合村、他の 2 基は個人碑）しか確認できず、彰忠碑の数がそれを上回っている。また忠靈塔も一般的であるが社殿形式の施設は皆無で、彰忠碑・忠靈塔地区といえよう。この点注意すべきは先にふれたように彰忠碑は必ずしも戦没者のみの碑ではないということである。これに対し山間部の C 地区では、彰忠碑は僅か 1 基（白沢村）と、圧倒的に忠魂碑が優勢で、沼田市には英靈殿 2（旧沼田町・旧川田村）と薄根神社（旧薄根村）が存在するが、基本的には忠魂碑・忠靈塔地区である。さらに B 地区の 2 市は隣接しながらも対照的な分布を示す。前橋市では 1 基の忠魂碑も確認できず彰忠碑地区であるが、逆に高崎市は忠魂碑が主流で彰忠碑は 3 基（旧倉賀野町・旧群南村・旧碓氷郡八幡村）にとどまっている。忠靈塔は高崎市では一般的で、市町村単位の英靈殿等は建立されていない（建立されたのは高崎連隊の英靈殿と県護国神社である）が、前橋市では忠靈塔と御靈神社 2（旧総社町・旧元総社村）、英靈殿（旧下川淵村）、聖靈廟（旧南橋村）が併存している（残るは廻橋招魂祠である）。したがってこうしてみると、高崎市の分布は山間部（C）の分布と酷似し、前橋市と平野部（A）は彰忠碑地区であるという点で共通している。忠靈塔はいずれの地区においても一般的な施設であった。

本稿では実際に慰霊施設建立を手がけた地域住民の意識というべきものまで掘り起こすことはできなかったが、こうした点がより深く解明されることによって、戦没者慰霊の研究は益々切り開かれていくものと考えられる。今後の研究課題としたい。

注

- 1) 戦没者の慰霊が問題になるのはまず内戦の場合であるが、戊辰役（会津戦争）と丁丑役（西南戦争）における反政府軍戦死者の処置については森岡清美と筆者の手による「国事殉難戦没者、とくに反政府軍戦死者の慰霊実態——調査報告——」

(『成城文藝』第102号、成城大学文芸学部、昭和57年11月、所収)を参照されたい。

- 2) 『群馬縣邑楽郡誌』名著出版、昭和48年、271頁～274頁。
- 3) 村上重良『慰靈と招魂』岩波新書、1974年、107頁。
- 4) 筆者はまずA地区の調査から取りかかることにしたが、とくに太田市において慰靈施設に関する手がかりは何も得られなかつたため、とにかく寺社・学校・公園等を手当たり次第に回ることにした。その結果、目的としていた忠魂碑等のほかに多数の戦没者個人碑や戦役記念碑を見出すことができた。B・C地区についてはあらかじめ忠魂碑等の建立場所は確認できたので、個人碑や戦役記念碑の調査は行なっていないが、寺社等をつぶさに回れば同様な結果が得られると考えられる。実際、B・C地区にて筆者はいくつかの戦役記念碑等を確認している。
- 5) 大江志乃夫『国民教育と軍隊』新日本出版社、1980年、111頁～112頁を参照せよ。
- 6) 『群馬県教育史』第2巻(明治編下巻)、群馬県教育委員会、昭和48年、792頁～793頁。
- 7) 村上『慰靈と招魂』、148頁～149頁。
- 8) 笠谷次郎「戦没者碑と「忠魂碑」」『歴史評論』406号、校倉書房、1984年、44頁。
- 9) 戦没者数は次の文献によつた。『群馬県百年史』下巻、群馬県、昭和40年、454頁、および根岸省三『高崎市の明治百年史』高崎市社会教育振興会、昭和44年、276頁。
- 10) 根岸『前掲書』、276頁。高崎連隊はすでに日清戦役にて乃木指揮下に置かれたが、日露戦役では旅順総攻撃の端緒を開いた164高地(のち乃木によって高崎山と命名された)の戦闘に参加し、連隊長以下530余名が戦死、つづく203高地の激戦では決死隊(白裸隊)が編成されるなど、高崎連隊の損害は大きかった。詳しくは『群馬県復員援護史』群馬県、昭和49年、984頁～986頁を参照せよ。
- 11) 『年表ぐんま』上毛新聞社、昭和49年、77頁。
- 12) 戦死者の実際の取扱は次のようにあったという。「このような「名誉の戦死」の虚構に反し、死者にたいする実際の取扱は、実に粗雑をきわめた。(中略)ここで

も将校と下士卒のあいだには大きな差別があった。将校は個人別に火葬しなければならないが、下士卒の死体はとりまとめて一括火葬でよろしいというのである。(中略) 遺族にたいする遺骨・遺髪の交付もまた疎略をきわめた。(中略) 歩兵第15聯隊は「最も取扱方不十分」であって、「小布片或ハ油紙ニ包ミ或ハ空罐ニ入レ或ハ『ハンケチ』風呂敷トナシタル遺物中ニ混入スル等一見不親切ヲ感ズ」るありさまであった。(中略) 戦死者の取扱いにたいする疎略さをめぐって、軍と遺族とのトラブルは、なお絶えることがなかった」(大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店、1976年、302頁～303頁)。

- 13) 村上『慰靈と招魂』、149頁～150頁。
- 14) 村上『慰靈と招魂』、149頁。
- 15) 根岸『前掲書』、288頁。
- 16) 根岸『前掲書』、288頁～289頁。
- 17) 村上重良『天皇の祭祀』岩波新書、1980年、186頁を参照せよ。
- 18) 『近代日本総合年表』岩波書店、1982年、274頁。
- 19) 『年表ぐんま』、86頁。
- 20) 村上『慰靈と招魂』、178頁～179頁。
- 21) 村上『慰靈と招魂』、181頁。
- 22) 村上『慰靈と招魂』、181頁。
- 23) 村上『慰靈と招魂』、179頁。
- 24) 籠谷次郎「市町村の忠魂碑・忠靈塔について——靖国問題によせて——」『歴史評論』292号、校倉書房、1974年、65頁。
- 25) 『前掲百年史』下巻、460頁。
- 26) 『前掲援護史』、407頁～408頁。なお、護国神社の創建に関して長野県では興味深い記録を残している。長野県護国神社の創建は昭和13年であったが、その前身たる招魂社の建設地選定をめぐり長野市と松本市との間で抗争問題が起こり、軍当局(松本連隊)の介入によって、結局、招魂社の建設は連隊の衛戍地である松本市に決定した。その理由として松本市は、1.軍隊の参拝及精神教育上好都合なり、2.松本は本県の中央に位し県下遺族並に県民の参拝に最も便利なり、3.英靈と軍隊とは密接なる関係を有し且陸軍墓地の所在地たるを以ってなり、という点を挙げてい

る（小林健三・照沼好文『招魂社成立史の研究』錦正社、昭和44年、120頁～121頁）。つまり群馬県の場合も英霊殿・護国神社の建立が県庁所在地の前橋市ではなく高崎市になされたことは、連隊屯営地であったという理由に依っていたと理解できる。

- 27) 『前掲百年史』下巻、434頁～435頁および437頁を参照せよ。
- 28) 神社新報社編『神道指令と戦後の神道』神社新報社、昭和50年、278頁～279頁。
- 29) 神社新報社編『前掲書』、280頁。
- 30) 神社新報社編『前掲書』、280頁。
- 31) 『東村々誌』東村誌編纂委員会、昭和34年、377頁。
- 32) 事例aにおける関係者の言によると、いつかまた忠魂碑を建てる時が来るだらう
ということで、そのままの形で大切に土中に埋めたという。
- 33) 小林・照沼『前掲書』、161頁～162頁。
- 34) 『前掲援護史』、408頁。
- 35) 神社新報社編『前掲書』、282頁～284頁。
- 36) 『前掲援護史』、776頁。
- 37) 『前掲援護史』、408頁。
- 38) 小林・照沼『前掲書』、178頁。
- 39) 小林・照沼『前掲書』、178頁。
- 40) 『前掲援護史』、408頁。
- 41) 碑文にはさらに紀元2612年創立とある。
- 42) 蘭田稔「祭りの喪失と復権」『ジャーリスト増刊総合特集18・現代人の生活拠点』
斐閣、1980年、92頁。
- 43) 『日本遺族会十五年史』財団法人日本遺族会、昭和37年、90頁。
- 44) 『前掲援護史』、776頁および『年表ぐんま』、78頁。
- 45) 『前掲援護史』、777頁。

〔附記〕

本稿は、昭和57年度成城大学大学院文学研究科 日本常民文化専攻修士課程
修了論文（昭58・1・20提出）に加筆修正したものである。本稿発表にあた

っては学部時代からの師である森岡清美先生と大学院時代の1年先輩である磯岡哲也氏（成城大学民俗学研究所研究員）に大変お世わになりました。心から感謝の意を表する次第です（昭60・1・6 脱稿、昭61・7・6 改）。